



2022年4月21日

各 位

会 社 名 OKK株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 森本 佳秀  
(コード番号 6205 東証スタンダード)  
問合せ先 取締役執行役員 足立 圭介  
管 理 本 部 長  
(TEL. 072-771-1159)

## 商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は2022年4月21日開催の取締役会において、2022年6月20日に開催予定の第164回定時株主総会で商号変更を含む、定款の一部変更の件について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 商号の変更について

##### (1) 商号変更の理由

当社は2022年2月1日より日本電産グループ企業となりましたので、グループ企業であることを明確にするため、2022年6月20日に開催予定の第164回定時株主総会での承認を条件として商号変更を行います。

##### (2) 新商号

ニデックオーケーケー株式会社 (英文: NIDEC OKK CORPORATION)

##### (3) 新商号変更予定日

2022年7月1日

#### 2. 定款の一部変更の件

##### (1) 定款変更の目的

- ① 上記商号の変更に伴い、第1条(商号)を変更するものであります。なお、商号変更の効力発生日は2022年7月1日とします。
- ② 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり変更するものであります。
  - 1) 変更案第16条第1項は株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - 2) 変更案第16条第2項は書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第 16 条）は不要となるため、これを削除するものであります。

③ ①及び②に伴う効力発生日等の附則を設けるものであります。

### 3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております）

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
(商号)	(商号)
第 1 条 当社は、 <u>OKK株式会社</u> と称して、英文では <u>OKK CORPORATION</u> と表示する。	第 1 条 当社は、 <u>ニデックオーケー株式会社</u> と称して、英文では <u>NIDEC OKK CORPORATION</u> と表示する。
第 2 条～第 15 条 (条文省略)	第 2 条～第 15 条 (現行どおり)
第 3 章 株主総会 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	第 3 章 株主総会 (削除)
第 16 条 当社は、 <u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告書、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	
(新設)	(電子提供措置等)
	第 16 条 当社は、 <u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 2 当社は、 <u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
第 17 条～第 46 条 (条文省略)	第 17 条～第 46 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>(附則)</u></p> <p><u>第1条</u> 現行定款第1条(商号)の変更は2022年7月1日から実施する。なお、本附則第1条は、第1条の変更の効力発生後削除されるものとする。</p> <p><u>第2条</u> 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</p> <p><u>3</u> 本附則第2条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

#### 4. 日程

(1) 定款変更のための株主総会開催日	2022年6月20日(予定)
(2) 定款変更の効力発生日	
①第1条	2022年7月1日(予定)
②第16条	2022年6月20日(予定)

以 上